

# 公益社団法人沖縄県家畜改良協会社員選挙規則

(平成24年12月12日制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、社団法人沖縄県家畜改良協会（以下「この法人」という。）定款第14条に基づく代議員（以下「社員」という。）選挙に関し必要な事項を定める。

### (選挙区)

第2条 社員選挙は選挙区毎に行う。

- 2 前項の選挙区は、和牛会員に係る社員の場合は北部、中部、南部、宮古及び八重山の地域に区分した選挙区とし、その区域は別紙のとおりとする。
- 3 種豚会員、乳牛会員及び山羊会員に係る社員の選挙区は、各畜種ごとに県内全域を区域とする選挙区とする。

### (社員定数)

第3条 社員の定数は、定款第14条第2項の規定に基づく選出数とする。

- 2 前項の定数は、和牛の各選挙区毎の定数及び和牛以外の畜種別の定数として、第8条の規定に基づく正会員名簿の会員数に応じた配分とする。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会の設置)

第4条 社員選挙の事務を管理するため、この法人に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、4名とし、定款第6条第1号に定める正会員の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 4 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 5 委員の任期は2年とし、委嘱された年の4月1日を始期とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 7 委員会の委員は、定款第14条に定める社員及び定款第25条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第14条第2項に定める社員選挙の立候補者になることはできない。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の作成及び管理
- (2) 社員選挙の告示
- (3) 立候補の受付及び資格審査

- (4) 立候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 投票の有効又は無効の判定
- (7) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (8) その他社員選挙に必要な事項

**(費用弁償)**

第6条 委員等には、費用弁償を支給することができる。

**第3章 選挙の告示及び選挙人名簿**

**(選挙の告示)**

第7条 委員会の委員長は、理事会の決議によって、正会員に対し、社員の選挙及び選挙期日を告示する。

- 2 前項の告示は、社員選挙投票日の15日前までに、この法人のホームページにおいてこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

**(選挙人及び選挙人名簿)**

第8条 社員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙告示日の月の3箇月前の月末時点の正会員名簿記載の正会員又は前年度末までに入会し入会承認を受けた正会員でなければならない。

- 2 委員会は、前項に基づく選挙人名簿をこの法人に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

**第4章 立候補の届出**

**(被選挙人の資格及び立候補の届出)**

第9条 社員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として会員名簿に記載されている者とする。
- (2) 立候補者は、選挙期日の10日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部を委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及び会長に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
- 3 委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。ただし、定数以内の選挙区についてはこの限りではない。

#### **(立候補の辞退)**

第10条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。

#### **(立候補者等の責務)**

第11条 社員選挙を行うに当たっては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

### **第5章 選挙**

#### **(選挙の方法)**

第12条 社員選挙は、第8条第1項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから正会員選挙の期日までに行い、社員選挙期日の消印は有効とする。社員選挙の期日以降の消印は無効とする。

#### **(投票の方法)**

第13条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から投票用紙に記入して、郵便投票により投票する。

2 委員会は、郵便による投票用紙を保管・管理する。

3 委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。

4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は、無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

#### **(開票立会人)**

第14条 委員会は、開票立会人を指名し、開票に立ち合わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

#### **(開票管理人)**

第15条 委員会は、開票管理人を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者は開票管理人になることはできない。

#### **(無効投票)**

第16条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの

(2) 選挙区を超えて記載したもの

2 前項各号以外の事項は、委員長が、委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

#### **(開票)**

第17条 開票は、委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

2 委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。

3 無効投票の判定は、前条に基づき委員長が行う。

4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、委員長に報告する。

#### **(当選者の決定と報告)**

第18条 委員長は、開票録に基づき、第13条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

#### **(選挙結果の告示)**

第19条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を立候補者に書面をもって通知する。

2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果をこの法人のホームページに掲載して報告する。

#### **(選挙録の作成及び保存)**

第20条 委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

#### **(補欠の社員の選挙)**

第21条 定款第14条第9項に定める補欠の社員を選挙する時の選挙の方法は、社員選挙の方法に準ずるものとする。

### **第6章 補 則**

#### **(規則の改廃)**

第22条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て決定する。

#### **附 則**

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人沖縄県家畜改良協会の設立の登記の日から施行する。

ただし、この設立の登記の日までの間は「社団法人沖縄県家畜改良協会」と読み替えて、この規則を適用する。

2 平成24年度の社員選挙に係る選挙管理委員会委員の任期の始期は、第4条第5項の規定にかかわらず委嘱の日とし、終期は後任者の就任の日の前日とする。

3 平成16年3月10日制定の社員選出規程は、これを廃止する。

別表（第2条関係）

社員選挙区

和牛社員選挙区

選挙区名	地 域
北部	国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部	うるま市、沖縄市、読谷村、北谷町、嘉手納町、中城村、宜野湾市、浦添市、西原町
南部	那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、南城市、与那原町、久米島町、座間味村、粟国村、南大東村
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

乳牛社員選挙区

県内全域
------

種豚社員選挙区

県内全域
------

山羊社員選挙区

県内全域
------

(様式第1号)

## 立候補届出書

私議 公益社団法人沖縄県家畜改良協会の社員候補者として立候補いたしますので、  
経歴書を添えてお届けします。

平成 年 月 日

立候補者氏名 \_\_\_\_\_ ④

自宅住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

所属選挙区  
\_\_\_\_\_

公益社団法人沖縄県家畜改良協会社員選挙管理委員会 様

(様式第2号)

## 畜産経営経歴書

ふりがな				男 ・ 女
氏名				
生年月日	年 月 日 (満 歳)	本 籍	都・道 府・県	
会員番号				
経営畜種、頭数 経営形態				
(選挙区)				
畜舎 所在地	名称			
	所在地	(〒 - )		
	電話	( ) - ( ) - ( )		
携帯電話番号	( ) - ( ) - ( )			
主な経営経歴				
	-----			
	-----			